

令和6年（ワ）第23号 ウェブページ削除等請求事件

原 告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被 告 宮 部 龍 彦 外1名

準文書提出命令申立書

2026年5月13日

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河 村 健 夫



同 近 藤 正 道



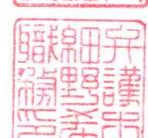
同 和 田 光 弘



同 上 野 祐



同 細 野 希



原告らは、次のとおり準文書提出命令を申し立てる。

第1 準文書の表示

訴状別紙記事目録4（10）記載の下記動画（甲24-10）。

URL : <https://jinken.tv/watch?v=pxpuS6H0Cmw>

タイトル：部落差別解消推進 #56 新潟県村上市貝附

第2 準文書の趣旨

本件準文書は、被告宮部が上記タイトル記載の同和地区を探訪した内容が記録されている動画であって、被告示現舎の運営するホームページにおいて、有料で公開されているものである。

第3 準文書の所持者

被告ら

第4 証明すべき事実

本件準文書が、被差別部落をインターネット上で公開する方法で晒し、部落差別を助長・拡散するものであり、原稿らを含む被差別部落で暮らす者のプライバシー権ないし差別されない権利を侵害するものであり、削除及び公開の禁止の対象となるものであること。

第5 準文書提出義務の原因

民事訴訟法第231条の準用する同法第220条第4号。

なお、同号イないしホの除外事由には該当しない。

第6 取調べの必要性

本件準文書は、訴状請求の趣旨第1項及び第2項の対象としている動画であり、削除及び公開の禁止の対象とすべきか否かを審理するにあたり、その内容を確認するため取調べを行う必要がある。

なお、本件準文書以外の動画については、原告らにおいて入手済みであることから、本件準文書のみを本申立ての対象としたものである。

以上